

災害時支援ボランティア登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市地域防災計画に基づき、災害発生時に自主的に救援活動を希望する個人又は団体（以下「災害時支援ボランティア」という。）を、災害時に迅速かつ効果的な救援活動を行うことができるよう、高砂市（以下「市」という。）に登録することに関して必要なことを定めるものとする。

(登録等)

第2条 災害時支援ボランティアに登録しようとする個人又団体は、災害時支援ボランティア登録申請書（様式第1号）を市に提出するものとする。

2 市は、前項の申請書の提出があった場合は、必要事項の記載を確認した上で、災害時支援ボランティア登録台帳に登録するものとする。

(登録の有効期限等)

第3条 前条第2項の規定による登録の有効期限は、当該登録をした日から3年を経過した日の属する年度の年度末までとする。

2 市は、登録を受けた個人又は団体（以下「登録者」という。）に対し、登録の有効期限の前日までに登録の更新手続について通知するものとする。

(登録の変更)

第4条 登録者は、登録の内容に変更があった場合は、災害時支援ボランティア登録変更届（様式第2号）を市に提出するものとする。

(登録の取消し)

第5条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 災害時支援ボランティア登録辞退届（様式第3号）の提出があった場合
- (2) 災害時支援ボランティアとして不適格と認められる事実があった場合

(登録者への情報提供等)

第6条 市は、登録者に対し災害時支援ボランティアの活動等に関する知識の向上を図るため、必要な事業を実施し、情報を提供するものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 市は、登録に関して知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)を適正に管理し、災害時支援ボランティアの活動推進の目的以外には使用しないものとする。

2 市は、社会福祉法人高砂市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に個人情報を提供できるものとする。

3 協議会は、前条の規定により提供を受けた個人情報を、社会福祉法人高砂市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適正に取扱うものとする。

(協議会への登録の委任)

第8条 市は、災害時支援ボランティアの登録を協議会に委任することができるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。